

告 示

埼玉県告示第百九十八号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量及び三級基準点測量）

三 作業地域

さいたま市北区、大宮区、中央区、浦和区、緑区及び岩槻区

四 作業期間

令和六年一月二十四日から令和六年三月二十二日まで